

## 「倉敷市障がい者基本計画及び障がい福祉計画（素案）」の パブリックコメント集約結果

「倉敷市障がい者基本計画及び障がい福祉計画（素案）」について、「倉敷市パブリックコメント手続要綱（平成21年12月8日告示第683号）」に基づき市民の皆様から広く意見を募集しましたが、その結果は次のとおりです。

### 記

1 意見等の件数 17名 61件

2 御意見の要旨と市の考え方

次ページのとおりです。

3 今後の予定

令和5年度中に計画を策定し、ホームページ等で公表します。

4 参考

意見募集期間 令和5年12月1日（金）～12月28日（木）

御意見をお寄せいただきました皆様の御協力に厚くお礼申し上げます。

倉敷市 保健福祉局 社会福祉部 障がい福祉課

---

---

# 倉敷市障がい者基本計画及び障がい福祉計画 (素案)に対するパブリックコメントまとめ

---

---

## パブリックコメント実施方法

- ・市ホームページ掲載
- ・本庁障がい福祉課、情報公開室、児島・玉島・水島の各保健福祉センター福祉課、真備保健福祉課、庄・茶屋町・船穂の各支所へ素案冊子配置

## パブリックコメント意見募集期間

令和5年12月1日～12月28日

## パブリックコメント意見提出者数

17名（意見総数：61件）

素案への意見以外の意見として、福祉サービスの支給決定手続き、支給量、利用方法、サービス提供事業所における運営等に関する御意見や、施策を推進するための具体的な取組方法に関する御提案等をいただいております。いただいた御意見・御提案につきましては、今後の取組の検討を行ううえでの参考とさせていただきます。

複数の方から同様の御意見をいただいておりますが、その場合、御意見に対する市の考え方は1つとして回答させていただいているため、上記意見総数と次頁以降の項目数は一致しません。

番号	御意見の概要	意見の 該当箇所	市の考え方
1	倉敷市地域福祉計画の中の、関連計画の中に、倉敷市高齢者保健福祉計画及び倉敷市介護保健事業計画等と共に、倉敷市手話言語条例を入れていただきたい。	P2・78「(2)他の計画との関連」	計画の位置づけにつきましては、本計画及び関連するその他の「計画」との関連を図示したものであります。倉敷市手話言語条例に関する施策としては、P37にある(2)コミュニケーション支援の充実の「主な取組」等において、その取組を記載しております。
2	差別解消について、精神障がい者が住宅を借りる際に、入居に否定的な不動産屋が多い。療育手帳所持者に対しても同じ状況であり、不動産屋に対する障がい者の理解促進が必要である。	P26「(1)障がい理由とする差別解消の推進」	障がいのある方に対する差別の解消につきましては、障がいに関する正しい知識を広げていくことが重要であると考えております。障害者差別解消法にある合理的配慮の趣旨や障がいのある方に対する理解を深めるために、不動産屋を含めた民間事業者に対しても、市の広報誌や啓発パンフレット等による啓発、広報を進めることとしております。
3	多様な手段による情報提供の拡大充実の中に、手話による情報提供、の文言を入れていただきたい。	P34「(1)情報収集・提供の充実」	コミュニケーション支援の充実の中で、障がい特性や必要性に応じた情報コミュニケーション支援に努めることとしており、手話等を活用した情報発信及び情報取得についても促進に努めることとしております。
4	日常生活用具の給付の中に、聴覚障がい者に関する日常生活用具についても明記してほしい。	P34「(1)情報収集・提供の充実」	<p>情報やコミュニケーションに関する支援機器の普及・活用の中で、日常生活用具の給付を通じて、障がいのある方の情報取得やコミュニケーションを支援する機器等の普及を図り、情報のバリアフリー化を推進することとしております。いただいた御意見を踏まえ、「屋内信号装置」の文言を追記させていただきます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>P35 主な取組「日常生活用具の給付」に追記 点字ディスプレイ、点字プリンター、<u>屋内信号装置</u>等を給付し、</p> </div>
5	意思疎通支援事業の充実の中に、岡山県とも連携した、手話通訳者の養成、とあるが、いずれは倉敷市独自で手話通訳者養成を行っていくことを明示していただきたい。	P36「(2)コミュニケーション支援の充実」	手話通訳者の養成事業は、手話以外の意思疎通支援事業と併せて、岡山県、岡山市、倉敷市の3者で連携して実施しております。引き続き連携してしっかりと取組んでまいります。
6	情報やコミュニケーションに関する支援機器の普及・活用の中に、遠隔手話通訳の文言も入れていただきたい。	P36「(2)コミュニケーション支援の充実」	障がい特性等に応じて、スマートフォン等の情報通信技術を活かしたコミュニケーション支援に努めることとしており、その事例の一つとして電話リレーサービスをあげておりますが、今回の御意見を踏まえ、同取組の中に、「遠隔手話通訳等」の文言を追記し、文書を修正させていただきます。

			<p>P37 主な取組「情報やコミュニケーションに関する支援機器の普及・活用」を修正</p> <p>障がい特性に応じて、スマートフォン等の情報通信技術を活かした、電話リレーサービスや遠隔手話通訳等のコミュニケーション支援に努めるとともに、</p>
7	手話の理解と普及の中に、ホームページやリーフレット活用はあるが、広報誌の活用も入れていただきたい。	P36「(2)コミュニケーション支援の充実」	<p>「ホームページやリーフレット等」には、広報誌も含まれており、状況に応じて広報誌等、その他の媒体の活用も考えてまいります。</p>
8	手話を学ぶ機会の充実の中に、職員を対象にした手話講座の充実を図ると共に、を入れていただきたい。	P36「(2)コミュニケーション支援の充実」	<p>職員に対する手話研修の実施は、「手話等を活用した情報発信及び情報取得の促進」に係る内容とさせていただきます、掲載箇所を「(1)情報収集・提供の充実」へ変更させていただきます。</p> <p>その上で、いただいた御意見を踏まえ、「また、市職員を対象とした手話研修の充実を図ります。」の文言を追記させていただきます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>主な取組：「手話等を活用した情報発信及び情報取得の促進」について、掲載箇所を P37「(2)コミュニケーション支援の充実」から、P35「(1)情報収集・提供の充実」へ変更し、下線部を追記</p> <p>聴覚に障がいのある方に対する情報保障に努めます。</p> <p>また、市職員を対象とした手話研修の充実を図ります。</p> </div>
9	ろう児に対する手話対応が明示されているが、担当課が障がい福祉課になっているが、乳幼児のろう児の対応となると、健康づくり課も入れるべきではないか。	P36「(2)コミュニケーション支援の充実」	<p>担当課として障がい福祉課を明示しておりますが、本事業を推進するためには、障がい福祉課だけではなく、関係する部署等の連携も必要であると認識しております。本取組に関わらず、全ての関連部署等を記載することは困難であることから、主たる担当課のみを記載しております。</p>
10	ろう児の養育に関する情報提供及び支援の促進について、「情報提供及び」の後に「相談体制」という文言を入れていただきたい。	P36「(2)コミュニケーション支援の充実」	<p>ろう児の養育に関する情報提供及び支援の促進につきましては、倉敷市手話言語条例で示した取組を位置づけたものです。</p> <p>ろう児に対する相談支援体制につきましては、総合的な生活支援体制の構築を図る中で、ろう児を含め、一人ひとりの状況や生活のあり方などに対応した、柔</p>

			軟で適切な情報提供及び相談支援体制の充実を図ることとしております。
11	福祉の担い手不足を解消するため、地域の潜在的な福祉人材の発掘が必要。	P38「(1)総合的な生活支援体制の構築」	福祉人材の確保につきましては、地域生活支援拠点等の取組の中で、専門的人材の確保・養成に努めております。いただいた御意見については、今後の参考にさせていただきます。
12	医ケア利用者も利用できるグループホームの設立	P41「(2)在宅福祉サービスの充実」	医療的ケアへの対応や、重度障がい者のニーズ、強度行動障がいのある方へ対応できる体制の整備が課題となっております。 共同生活援助(グループホーム)をはじめ、常時介護を必要とする方々に対して、個々のニーズに応じたサービス提供に努めてまいります。
13	成人期になると、自立できる方に照準が合わされているように思える。ある程度自立した方に照準を合わせるのではなく、もう少し範囲を広げてサービスの利用ができる制度、事業所が増えることを望みます。	P41「(2)在宅福祉サービスの充実」	障がいのある方の個々の生活状況等に応じた生活を支える取組として、障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据え、障がい者が住み慣れた地域等で安心して暮らしていけるよう様々な支援を提供できる仕組みを構築するため、地域生活支援拠点等の機能強化に努めるなど、利用者本位の生活支援体制の整備を進めることとしております。 いただいた御意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。
14	強度行動障がいの方は、利用できるサービスが限られている。対応できる専門職の育成・評価や事業所の評価が必要である。	P41「(2)在宅福祉サービスの充実」	在宅サービス等において、強度行動障がいのある方へ対応できる体制の整備が課題となっており、常時介護を必要とする重度障がい者、強度行動障がいのある方や医療的ケアが必要な方など多様な介護ニーズに対応できる体制の充実を図ると共に、専門的人材の育成、地域の関係機関との連携強化等により、支援体制の整備に努めることとしております。 いただいた御意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。
15	生活介護の事業所を増やしてほしい(医療的ケア児者を受け入れてくれる生活介護事業所が少ない)。	P41「(2)在宅福祉サービスの充実」 P120「(2)日中活動系サービス」	生活介護事業につきましては、常時介護が必要な障がい者に対して、入浴、排せつ、食事の介護などを行うサービスであり、多様化するニーズへ対応するため、サービスの質・量ともに充実させていくことが必要と考えており、利用者数、利用日数ともに増加を見込んでおります。 また、常時介護を必要とする重度障がい者、強度行動障がいのある方や医療的ケアが必要な方への支援につきましては、専門的人材の育成、地域の関

			係機関との連携強化等により、支援体制の整備に努めることとしております。
16	教職員の資質の向上と支援体制充実の中に、手話の学習、習得を入れていただきたい。	P46「(2)障がいのある子どもに対する教育・保育の充実」	教職員の資質の向上と支援体制の充実につきましては、様々な障がいに対応できる専門性の向上を図るための研修等を一層充実させ、教職員の資質向上を目指すこととしております。特定の障がいに特化した職員を養成するのではなく、各分野の専門家の協力、特に意思疎通においては、手話のみでなく、中途失聴者や盲ろう者、失語症者等、個々の特性に応じた意思疎通支援方法があるため、その人にあった支援を行うことが重要と考えております。
17	児童発達支援事業所と保育園を同一敷地内に作り運営させることで、子どもや保護者の負担を減らしつつ、障がいのある子の支援の質を高める。また、インクルーシブ教育の素地を築いていく。	P46「(2)障がいのある子どもに対する教育・保育の充実」 P49「(3)障がい児支援の充実」	児童発達支援事業所と保育所の連携につきましては、令和5年4月に、事業所・保育所の職員体制や施設に関する規定が改正され、一定の条件のもと兼用することができることとなっております。また、障がいのある方とない方が共に学ぶ、インクルーシブ教育システムの構築に向けた、通常学級、特別支援学級、特別支援学校等、それぞれの充実を図るとともに、児童発達支援センターを中心に、学校、保育所、幼稚園等の関係機関との更なる連携強化に努め、発達に課題のある子どもを取り巻くネットワークの機能の充実も図ることとしております。
18	教育と福祉の連携を強化していくことで、障がいのある子の支援を充実させる。その際、先生の負担を減らしていくという観点を大事にしていく。 ・保育所等訪問支援の更なる充実 ・専門家を派遣したり巡回したりする仕組みを作る ・教育現場の特別支援教育の研修に専門家を活用する	P46「(2)障がいのある子どもに対する教育・保育の充実」 P106「(6)障がい児支援の強化」	教育と福祉の連携につきましては、切れ目のない支援体制の整備や、個々に応じたきめ細やかな支援の充実を図る上で、重要であると認識しております。 また、教職員の負担軽減の観点につきましては、障がい児を支えるためには、教育、福祉等、各分野においてしっかりと役割を果たした上で、連携することが大切であると認識しております。 保育所等訪問支援につきましては、集団生活の場における支援体制の充実を図ることが必要と考えており、利用者数、利用日数ともに増加を見込んでおります。 専門家の派遣や巡回、研修での活用につきましては、学校園へ専門家を派遣する派遣事業を通じて、専門的な立場からの指導・助言を学校園での支援に生かしていくこととしております。また、教職員に対して、様々な障がいに対応できる専門性の向上を図るための研修等の充実も図ってまいります。

19	子どもを支援する職員の数が足りていない。職員の増員をお願いしたい。支援する側にとってもより良い職場環境にしていくことを切望する	P49「(3) 障がい児支援の充実」	<p>職員の配置につきましては、国の定める配置基準に則り、適正配置が行われるよう、指導・監督を行っております。</p> <p>いただいた御意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。</p>
20	サービス事業者に対する指導・監督の強化の中に、全ての施設に聴覚障がい者のコミュニケーションの一つである手話の習得を事業者に働きかけるといった具体的な文言を入れていただきたい。	P49「(3) 障がい児支援の充実」	<p>事業者に対する指導・監督につきましては、国の定める基準に基づき実施しております。</p> <p>手話に対する理解の促進と手話の普及、手話を学ぶ機会の充実等に関しましては、P37にある(2)コミュニケーション支援の充実の「主な取組」において、その取組を記載しております。</p>
21	児童期における福祉サービスは、量的にも質的にも課題があると思う。特に学齢期のサービスは空きがない状況で、幼児期から続いているサービスが途切れることに対する利用者の悩みや焦りが大きくなっている。また、個々の発達の状況に応じた適切な支援をいただける事業所をお願いしたくても、適切と思える事業所にはつながりにくいという実態があり、利用者側の選択肢がない状況である。児童発達支援センターでの療育終了後に支援学校に通いながらも、行動障がいを理由に支援に繋がらないなど、質的な課題もある。	P49「(3) 障がい児支援の充実」 P106「(6) 障がい児支援の強化」	<p>児童期における福祉サービスにつきましては、一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな療育・教育が可能となる体制の強化を図るとともに、関係機関の連携と情報共有を推進し、一貫した相談と家族支援の充実を図ることとしております。</p> <p>いただいた御意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。</p>
22	事業主等への啓発・広報の中の、コミュニケーション等の不安がある、精神障がい者、発達障がい者、との記載があるが、ろう者を追記していただきたい。	P50「(1) 障がい者雇用の促進」	<p>障がい者の雇用や就労を一層促進するために、企業等に障がいや障がい者への理解を進めることは必要と考えております。聴覚障がいに限らず、コミュニケーション等に不安のある障がいのある方に対する支援が必要という考えのもと、いただいた御意見を踏まえ、文書を修正させていただきます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>P51 主な取組「事業主等への啓発・広報」を修正 障がいにより職場でのコミュニケーション等に不安のある方の雇用促進のために、</p> </div>
23	倉敷の街中に点字ブロックをもっと増やしてほしい。	P64「(2) 建築物等のバリアフリー化の促進」	<p>市道の点字ブロックの整備につきましては、倉敷市交通バリアフリー基本構想に基づき、点字ブロックの整備を進めることとしております。</p>

24	ユニバーサルトイレ(多目的トイレ)がまだまだ少ないように感じる。	P64「(2)建築物等のバリアフリー化の促進」	現在、公共施設の新築・改築、改修の際には、バリアフリー新法、倉敷市福祉のまちづくり条例等に基づきバリアフリー化を実施しております。障がいのある方が地域社会の中で自立した日常生活を営んでいくために、ユニバーサルトイレの整備につきましても、こうした取組の中で進めることとしております。
25	公共交通機関の利便性の確保の中に、聴覚障がい者への緊急時のお知らせなど視覚でわかる情報提供を追記していただきたい。	P66「(3)移動交通手段の充実」	聴覚に障がいのある方を含め、障がいのある方の移動を円滑にし、誰もが公共交通を利用しやすい環境とするため、駅舎内や乗り継ぎ経路におけるバリアフリー化の推進と情報提供について、関係する交通事業者と役割を分担し、各事業を促進することとしております。 いただいた御意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。
26	避難行動要支援者の避難支援の体制づくりの中に、避難所でのコミュニケーション保障を入れ、手話通訳の保障や視覚的情報保障に努める、等の文言を入れていただきたい。	P70「(1)防災対策の推進(災害時の避難体制)」	災害発生時に支援が必要な避難行動要支援者には、意思疎通支援が必要な聴覚に障がいがある方も含まれており、そのことも踏まえた災害時の安否確認や避難支援対策を円滑にできる体制づくりを図ることとしております。
27	福祉避難所の整備の中に、コミュニケーション保障を入れていただきたい。	P70「(1)防災対策の推進(災害時の避難体制)」	福祉避難所の確保を図るうえで、その対象となる障がいのある方には、意思疎通支援が必要な聴覚に障がいのある方も含まれており、そのことを踏まえた避難所の確保を図ることとしております。
28	医ケアが可能な放デイ・生活介護事業が倉敷は少ないと実感しています。医ケアの方が安心して利用できる施設の増設を希望します。	P106「(6)障がい児支援の強化」 P120「(2)日中活動計サービス」 P126「3 障がい児福祉サービスの見込量」	放課後等デイサービスを含む障がい児通所支援サービスの提供につきましては、「障がい児支援の強化」を重点課題の一つに位置づけ、個々の状態・ニーズに応じた障がい児通所支援サービスの提供に努めることとしており、利用者数、利用日数ともに増加を見込んでおります。 また、生活介護事業につきましては、常時介護が必要な障がい者に対して、入浴、排せつ、食事の介護などを行うサービスであり、多様化するニーズへ対応するため、サービスの質・量ともに充実させていくことが必要と考えており、こちらも利用者数、利用日数ともに増加を見込んでおります。 特に、医療的ケア児・重症心身障がい児への支援につきましては、個々の生活に応じた支援が受けられるよう、事業所の体制強化、利用促進を図ることと



			しております。
29	放課後等デイサービスの利用日数については、県もしくは全国で統一してほしい。	P126「3 障がい児福祉サービスの見込量」	放課後等デイサービスをはじめとする障がい児通所給付費、障がい福祉サービス給付費等に係る支給決定につきましては、市町村が地域の実情に応じて決定することとなっております。
30	放課後等デイ・児童発達支援の計画の数字の根拠計算式を教えてください。	P126「3 障がい児福祉サービスの見込量」	障がい福祉計画にお示した計画値は、前計画期間中のサービス利用実績や今後の利用者のニーズ等を総合的に勘案して見込んだものです。
31	意思疎通支援事業について、手話通訳設置事業の見込み数が、令和5年から令和8年まで3名となっており、未設置の玉島福祉事務所の設置の予定が入っていない。計画に矛盾があることを指摘すると共に、玉島福祉事務所の設置について明示するために、令和5年が無理なら令和6年以降は4名にすべきである。	P130「(2) 意思疎通支援事業」	手話通訳者の配置につきましては、コミュニケーション支援の充実を図る中で、3名の通訳者を配置しているところです。玉島福祉事務所への手話通訳者の配置につきましては、現在、実態把握に努めているところです。手話通訳者の配置人数につきましては、実態を踏まえて検討してまいります。
32	成人になってから利用できる日中一時支援やタイムケアの事業所が増えてほしい。	P133「(10) 日中一時支援事業」	日中一時支援事業につきましては、介護者の一時的な休息や保護者の就労支援を目的とするもので、多様化するニーズへ対応するため、サービスの質・量ともに充実させていくことが必要と考えており、実施箇所数、利用日数ともに増加を見込んでおります。
33	日中一時支援事業所で、医療的ケア児者を受け入れてくれる事業所が少ない。あっても看護師が1名しかおらず、看護師の負担が大きい。複数人の看護師が配置できるよう予算をつけてほしい。	P133「(10) 日中一時支援事業」	<p>日中一時支援事業につきましては、介護者の一時的な休息や保護者の就労支援を目的とするもので、多様化するニーズへ対応するため、サービスの質・量ともに充実させていくことが必要と考えており、実施箇所数、利用日数ともに増加を見込んでおります。</p> <p>特に、医療的ケア児・重症心身障がい児への支援につきましては、個々の生活に応じた支援が受けられるよう、事業所の体制強化、利用促進を図ることとしております。</p> <p>いただいた御意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。</p>

# パブリックコメント要約版

<b>1 案件名</b>
倉敷市障がい者基本計画及び障がい福祉計画(素案)について
<b>2 募集期間</b>
令和5年12月1日(金)～12月28日(木)
<b>3 趣旨・目的・背景</b>
障害者基本法に基づき、障がい者のための施策に関する基本的な理念や方針等を定める「倉敷市障がい者基本計画」及び、障害者総合支援法・児童福祉法に基づき、障がい福祉サービス等の必要な量の見込みや提供体制の確保に係る目標等を定める「倉敷市障がい福祉計画」について、両計画の計画期間が満了することに伴い、次期計画を策定します。 この度、「倉敷市障がい者基本計画及び障がい福祉計画(素案)」を作成しましたので、皆様からのご意見を募集します。
<b>4 概要</b>
両計画策定にあたり、国が定める計画及び指針や、現計画、市の現状を踏まえて策定しました。「障がいのあるなしに関わらず、すべての市民がともに暮らし、ともに支えあうことで、お互いの命の尊さへの認識を深める共生社会の実現」を基本目標としています。 基本計画については、本市が障がい者施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。 福祉計画については、本市の障がい福祉サービスの提供体制の確保や、その他支援を円滑に実施することを目的としています。
<b>5 資料閲覧場所</b>
・本庁障がい福祉課、情報公開室 ・児島・玉島・水島の各保健福祉センター福祉課、真備保健福祉課、庄・茶屋町・船穂の各支所 ・市ホームページ
<b>6 提出方法</b>
(1)窓口への提出 ・提出先 下記「7 問合せ先」まで ・提出時間 土曜・日曜、祝日を除く8時30分～17時15分 (2)郵送 ・郵送先 〒710-8565 倉敷市西中新田640番地 倉敷市役所 障がい福祉課 令和5年12月28日(木) 必着 (3) F A X (086-421-4411) (4) Eメール(wlfdsb@city.kurashiki.okayama.jp)
<b>7 問合せ先</b>
倉敷市 保健福祉局 社会福祉部 障がい福祉課 〒710-8565 倉敷市西中新田640番地 倉敷市役所本庁1階13番窓口 :086-426-3305 FAX:086-421-4411 アドレス:wlfdsb@city.kurashiki.okayama.jp